

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
会長 片渕 昭人 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限の要請及び
廃棄物処理の適正処理の推進について

日頃から、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府では、4月7日の国の緊急事態宣言を受け、本部長（知事）が、緊急事態措置として外出自粛やイベントの自粛を要請し、また、4月14日から5月6日までの間、施設管理者に対し、施設の使用制限等の要請を行いました。

さらに、5月4日の政府決定を受け、緊急事態宣言を実施すべき期間を5月31日まで延長することとされ、5月5日の府対策本部会議において、大阪府緊急事態措置の期間を5月31日まで延長し、実施内容の継続を決定しました。

その結果、現時点において府内における新規感染者数は、減少傾向に転じるという一定の成果が現れております。

そこで、現在の状況を踏まえ、5月14日に政府において緊急事態措置を一定緩和することが決定されたことにより、大阪府では、同日、第16回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、府独自の基準（大阪モデル）に基づき、別添参考資料1のとおり、大阪府緊急事態措置を一定緩和することを決定しました。

一方、「ごみ処理関係」については、大阪府緊急事態措置での位置付けは、緊急事態宣言発令時から「社会生活を維持する上で必要な施設」として、基本的に休止せず、特別措置法に基づき適切な感染防止対策の協力を要請するとしているところです。このほど、環境省では「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」（別添参考資料2）を新たに策定されましたので、ご参照いただき、引き続き、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に講じられ、廃棄物処理業務が安全かつ安定的に継続されるよう、改めてご協力をお願いいたします。

別添参考資料1 5月16日以降の大阪府緊急事態措置の概要

（令和2年5月14日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

別添参考資料2 「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」

問合せ先 代表 06-6941-0351
本通知について
産業廃棄物指導課
澤田、吉峯（内線 3 8 2 4）
上記要請について
災害対策課
塩瀬、永島（内線 4 7 1 0）